

国立大学法人佐賀大学研究費不正防止計画推進委員会規程

(平成19年12月12日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学に、研究費の不正防止計画を推進するため、国立大学法人佐賀大学研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらに関し、必要と認められる事項について、国立大学法人佐賀大学研究費不正使用防止規則（平成19年3月22日制定。以下「不正使用防止規則」という。）第9条第1項により設置された不正防止計画推進部署に指導・助言を行う。

- (1) 不正発生要因の把握及び分析に関すること。
- (2) 改善策の策定に関すること。
- (3) 不正の適切なチェック体制の構築に関すること。
- (4) 不正防止計画の進捗状況の把握に関すること。
- (5) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること。
- (6) その他不正防止に関すること。

2 委員会は、前項により調査・審議した事項及び研究費不正防止計画推進部署に対して指導・助言を行った事項について、不正使用防止規則第4条に定める最高管理責任者に対し報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究・国際貢献担当理事
- (2) 財務を担当する理事
- (3) 学術研究協力部長
- (4) 財務部長
- (5) 研究・国際貢献担当理事が指名した教員 若干人
- (6) その他学長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第2号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、不正防止に関する具体的な事項について調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会には委員会から少なくとも2人が加わらなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究協力課の協力を得て財務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年12月12日から実施し、平成19年11月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月2日改正)

この要項は、平成21年10月2日から実施し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年11月24日改正)

この要項は、平成22年11月24日から実施する。

附 則 (平成23年2月15日改正)

この規程は、平成23年2月15日から施行する。